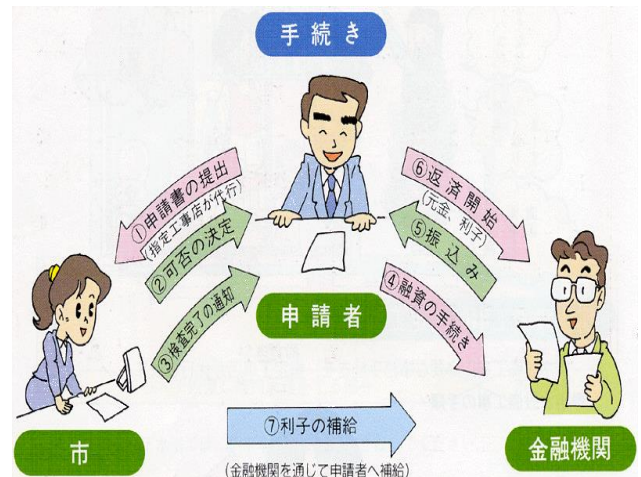


## 融資あっせん及び利子補給制度

三次市では、既設の便所（くみ取り便所、単独浄化槽式便所）を改造するときに要する資金の融資をあっせんします。これは取扱金融機関から融資を受けていただき、その融資資金に対する利子を市が全額負担する制度です。

※ 新築家屋・法人所有家屋は利用できません。



### 【融資あっせん対象者】

既設の便所・排水設備の改造を含む公共下水道・農業集落排水・小型浄化槽設置整備事業への接続工事をされる場合で、次の要件を備えている方（法人を除く）です。

- ・ 建物の所有者又は建物の所有者の同意を得た使用者
- ・ 市内に居住し、独立の生計を営んでいる連帯保証人（1名）を有すること。
- ・ 市税、受益者負担金・分担金、下水道使用料、水道料金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様です。）
- ・ 取扱金融機関の融資条件に該当し、償還能力を有すること。

### 【融資限度額】

1 改造工事につき、100万円以内

### 【申し込み】

排水設備等計画確認申請と同時に申し込んでください。

《必要書類》

申請人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑証明書</li> <li>・ 所得証明書又は源泉徴収票</li> <li>・ 改造工事見積書</li> </ul>
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑証明書</li> </ul>

### 【融資の手続】

工事完了検査合格後、申請人本人が取扱金融機関で融資手続きをしてください。

### 【償還について】

月々の償還額は1万円以上で、60回以内の元金均等月賦償還です。償還は融資を受けた翌月から、毎月1日に口座振替での支払いとなります。